「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」

(略称チケット不正転売禁止法)

# 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 一部省略 この法律において「特定興行入場券の不正転売」とは、**興行主の事前の同意を得ない特 定興行入場券の業として行う有償譲渡**であって、興行主等の当該特定興行入場券の**販売価格を超える価格**を その販売価格とするものをいう。

# 第二章 特定興行入場券の不正転売等の禁止

(特定興行入場券の不正転売の禁止)

第三条 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。

(特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止)

第四条 何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならない。

# 第三章 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

(興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等)

第五条 興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、**興行を行う場所に入場しようとする者が** 入場資格者と同一の者であることを確認するための措置 その他の必要な措置を講ずるよう**努めるもの**とす る。

- 2 前項に定めるもののほか、興行主等は、**興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供**その他の必要な措置を講ずるよう**努めるもの**とする。
- 3 国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正 な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第六条 国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実 を図るよう努めるものとする。

2 興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

(国民の関心及び理解の増進)

第七条 国及び地方公共団体並びに興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施に当たっての配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たっては、興行入場券の適正な 流通が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

# 第四章 罰則

第九条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は これを併科する。

2前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

附 則 抄

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

\_\_\_\_\_

実際の逮捕事例 (参照「弁護士 jp」https://www.ben54.jp/column/crime/249)

(1) 人気アイドルグループのコンサートチケット転売で逮捕

令和元年6月から9月にかけて、人気アイドルグループのコンサートチケットを転売していた保育士の女性が、チケット不正転売禁止法の違反で逮捕されました。SNSを使ってチケットを転売しており、自らも身分証を偽造するなどしてコンサート会場に不正に入場していた容疑で、\*\*懲役1年6か月(執行猶予3年)・罰金30万円の刑罰を受けました。

※不正転売禁止法違反に加え、身分証偽造なども加わっての判決結果となっている

#### (2) スポーツ観戦の入場チケット転売で逮捕

令和2年7月から9月にかけての4回、プロ野球の観戦チケットを転売した無職の男性も、チケット不正転売禁止法違反として逮捕されています。感染症予防のために大幅な入場制限がかけられていた状況での転売で、定価の5倍にあたる価格での高額転売でした。警察の調べによると、逮捕容疑となった転売を含めて5年間で約9600万円を売り上げていたとのことで、以前から高額転売による巨大な利益を得ていたようです。